

# 神奈川県非破壊試験技術交流会名誉会員規則

神奈川県非破壊試験技術交流会役員会

## 1 適用範囲

この規則は、神奈川県非破壊試験技術交流会(以下交流会と言う)の名誉会員の推薦、決定などに適用する。

## 2 推薦基準

次のいずれかの基準に基づき推薦される。

- (1) 交流会の運営に関し、積極的に貢献し、原則として年齢満70歳以上の会員
- (2) 交流会の発展に功績のあった、原則として年齢満70歳以上の会員

## 3 推薦と審査

一般会員および役員から推薦があった候補者について、役員会が審査を行い、名誉会員を決定する。

## 4 処遇

名誉会員は、交流会会則に定める特典を受ける。

5 この表彰規定は、役員会で変更することができる。

6 この規則は、平成27年4月9日から実施する。